

統合型校務支援システム導入業務企画提案実施要領

令和7年4月

山梨県教育委員会

目次

1	提案を求める理由	1
2	企画提案の概要	1
3	企画提案書作成要領等の交付	1
4	企画提案参加資格	2
5	企画提案参加資格の確認	3
6	企画提案参加資格確認結果の通知	3
7	質問及び回答	3
8	企画提案書の作成及び提出	4
9	審査及び優先交渉者の決定に関する事項	4
10	契約の締結	5
11	企画提案の無効	6
12	その他	6

1 提案を求める理由

本県では、教職員の業務効率化を図るため、県と県内の市町村（組合）（以下「市町村」という。）が共同して校務支援システムを整備し、令和2年度より運用している。このシステムの利用により一部業務の省力化など、個別業務の最適化は図られたものの、紙ベースの業務をデジタルに置き換えることに主眼が置かれており、データの利活用まで含めた検討が不十分であった。

また、文部科学省の「GIGAスクール構想の下での校務DXについて」（令和5年3月）では、次世代の校務DXの方向性として、働き方改革、データ連携、レジリエンスの3つの観点が表示されており、現行システム整備当時と比べて変化した環境だけでなく、校務DXに寄与する仕組み、この先に想定される変化にも対応できる柔軟な仕組みとしての校務支援システムが必要と考えられる。

このことから、文部科学省による校務DXの考え方を念頭に、山梨県教育振興基本計画の理念に基づき、校務支援システムの利活用方法や運用手順の見直しを通じて、本県公立学校教職員の働き方改革に資する環境整備を目指して、県と市町村が協力して新たな統合型校務支援システムを導入する。

新たなシステムの導入にあたっては、学校業務や教職員の働き方に対する理解と知識・経験はもとより、クラウドサービス環境やセキュリティ対策などの高度かつ専門的な知識や経験が必要なことに加え、市町村教育委員会のネットワーク環境を正確に理解したうえでの設計・構築等作業が不可欠なことから、当該システム導入業務に係る受託者を選定するため、この要領に基づいて企画提案及び審査を行うものである。

2 企画提案の概要

(1) 業務名

統合型校務支援システム導入業務

(2) 業務内容

- ・ 要件定義、基本設計
- ・ 運用設計
- ・ 詳細設計
- ・ 構築、設定、検証
- ・ セキュリティ対策措置
- ・ データ移行
- ・ 研修・研修実施支援
- ・ テスト運用
- ・ 保守運用管理に係る設計 など

(3) 予算上限額

本業務に係る経費としての金額 337,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 企画提案書作成要領等の交付

(1) 交付期間

公告日の翌日から令和7年5月14日（水）まで

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

[所在地] 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館3階

[機関名] 山梨県教育委員会義務教育課

[電話番号] (055) 223-1765

(3) 事前連絡

企画提案書作成要領等の交付を希望する者は、必ず事前に(2)の場所に連絡すること。また、電子データの交付を希望する場合はその旨を伝えること。

(4) 企画提案実施要領等の取り扱い

企画提案実施要領等、本企画提案に係る交付書類は本企画提案のみに使用し、その他の事項には使用しないこと。なお、交付書類のうち、業務仕様書（別紙を含む。）については次のいずれかのタイミングで書面を返却（電子データ交付の場合はデータ消去報告書を提出）すること。

- ・ 企画提案参加資格確認申請書の提出期限翌日（申請書を提出しない者）
- ・ 企画提案不参加表明書の提出時（企画提案不参加表明書を提出した者）
- ・ 一次審査結果通知受領時（一次審査で優秀提案者とならなかった者）
- ・ 二次審査終了時（二次審査の全対象者）

4 企画提案参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

[郵便番号] 〒400-8501

[所在地] 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

[機関名] 山梨県出納局管理課調度担当

[電話番号] (055) 223-1395

(4) 過去3年以内に統合型校務支援システムを都道府県立学校（高等学校と特別支援学校を合わせて20校以上）もしくは複数市町村（15自治体以上）立小中学校の共通利用・共同利用システムとして導入した実績（令和7年4月1日時点で運用中のものに限る。）を有する者であること。

5 企画提案参加資格の確認

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。なお、提出された申請書類は返却しない。

(1) 申請書の提出は持参又は郵送によるものとする。郵送の場合は期限までに必着とすること。

(2) 申請書に次のものを添付して提出すること。

ア 会社概要等整理表（様式第2号）

イ 役員名簿（様式第3号）

ウ 誓約書（様式第4号）

エ 業務実績報告書（様式第5号）

オ 競争入札参加資格通知書（写）

※ 4（3）を証した書類の写し

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の三により申請中の場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

カ 専任技術者証明書（様式第6号）

キ 会社概要などを確認可能なパンフレット等

(3) 提出場所、郵送の場合の送付先

[郵便番号] 〒400-8501

[所在地] 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館3階

[機関名] 山梨県教育委員会義務教育課

[電話番号] (055) 223-1765

※ 郵送した場合は、上記の提出場所に必ず電話にて郵送した旨を伝えること。

(4) 提出期限

令和7年5月1日（木）から令和7年5月16日（金） 午後5時

持参する場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間に提出すること。

6 企画提案参加資格確認結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は令和7年5月23日（金）までに郵送により通知する。なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和7年5月27日（火）までに教育長宛の書面（様式自由）を5（3）の場所に郵送又は持参すること。理由は書面にて回答する。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本企画提案実施要領、仕様書等に対して質問がある場合には、質問票（様式第7号）に日本語で記載し、電子メールにて次の宛先に送付し、その旨を電話連絡すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には回答しないことがある。

〔宛先〕 山梨県教育庁義務教育課

〔メールアドレス〕 gimukyo@pref.yamanashi.lg.jp

〔件名〕 校務支援システム企画提案の質問

（2）受付期間

公告の翌日から令和7年5月23日（金）正午までとし、この期間を過ぎて到達した質問は受け付けない。

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は随時行うものとし、令和7年5月28日（水）午後5時までに、全ての質問に対して企画提案書作成要領等の交付を希望した全員に電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領した旨をメールで返信すること。

8 企画提案書の作成及び提出

企画提案書の作成にあたっては、仕様書を熟読の上、統合型校務支援システム導入業務企画提案書作成要領（以下「企画提案書作成要領」という。）に基づき、書面で作成して提出すること。

（1）提出部数及び提出方法

企画提案作成要領に示す書類を書面で正本1部、副本10部及び電子媒体（CD-R又はDVD-Rに格納）で1部を提出すること。提出は持参又は郵送とし、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

（2）提出場所、郵送の場合の送付先

5（3）の場所に提出すること。また、郵送した場合は、提出場所に必ず電話にて郵送した旨を伝えること。

（3）提出期限

公告日から令和7年6月4日（水）正午まで（郵送する場合も必着）

ただし、上記期間のうち、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（6月4日（水）においては正午まで）とする。

9 審査及び優先交渉者の決定に関する事項

（1）審査方法

委託業者については、一般公募により幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定するものとし、企画提案書の審査は統合型校務支援システム導入業務に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、次のとおり行う。

- ・ 審査は「8 企画提案書の作成及び提出」により提出された企画提案書及び「5 企画提案参加資格の確認」により提出された書類を基に、書面審査により優秀提案者を定める一次審査と、ヒアリングによる質疑応答内容を加えて最優秀提案者を定める二次審査を実施する。
- ・ 一次審査の結果、上位3社を優秀提案者として選定し、二次審査の対象とする。

- ・ 参加資格を有することを確認された参加申請者が3社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。
- ・ 審査では、統合型校務支援システム導入業務企画提案審査基準により企画提案内容及び経費等について総合的に評価・審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) ヒアリング（二次審査）

優秀提案者を対象として企画提案に係るヒアリングを次のとおり実施する。

- ・ 日時及び場所については、優秀提案者に対して別途連絡する。
- ・ ヒアリング時間は30分（提案内容説明10分、質疑応答20分、準備・入退室を含む。）とし、提案者による提案内容説明については、設定した時間が超過した時点で直ちに終了とする。
- ・ 企画提案の説明及び質疑への応答は、必ず本業務の責任者もしくは現場責任者（プロジェクトリーダー等）が行うこととし、会場への入室者は計3名以内とする。
- ・ 会場には投影設備（プロジェクター、モニター等）を用意する。
- ・ やむを得ない事情がある場合を除き、ヒアリングに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ・ ヒアリングにおける提案内容説明等は提案済みの企画提案書を用いて行うこととし、追加資料等は受け付けない。また、企画提案書の内容以外の追加事項等は採点の対象としない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行状況等の事情により、オンラインにて審査を実施する場合がある。

(3) 審査結果

- ・ 一次審査の結果は令和7年6月10日（火）までに企画提案書の提出者全員に文書で通知する。
- ・ 二次審査の結果は令和7年6月19日（木）までに優秀提案者全員に文書にて通知する。

(4) その他

- ・ 審査の結果、総得点が高い場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優秀提案者又は最優秀提案者としなないことがある。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・ 一次審査で優秀提案者、二次審査で最優秀提案者とされなかった者は、上記の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることが出来る。

10 契約の締結

二次審査の結果、最優秀提案者となった者を優先交渉権者として契約締結に向けて提案内容等について協議・調整を実施し、協議結果に基づく見積書を徴収して予定価格の範囲内であることが確認できた場合に随意契約により契約を締結する。

優先交渉権者との協議が整わず契約締結が見込めないとき、又は優先交渉権者が契約締結までの間に「4 企画提案参加資格」に掲げた要件のうち一つでも満たさなくなった場合は、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。

1 1 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者

イ 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して、提出された書面に虚偽の記載をした者

ウ 2件以上の企画提案をした者

1 2 その他

- (1) 業者選定日から委託契約の締結までに、実施要領において提示された提案参加資格の一部または全部を喪失した場合には、県教育委員会は、委託契約を締結しないことができる。企画が選定された事業者が、選定から契約締結の間に「4 企画提案参加資格」に掲げた要件のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 企画提案資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する者は、企画提案不参加表明書（様式第9号）を企画提案書の提出期限までに5（3）の場所に提出すること。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- (3) 応募資格を有しない者の企画提案書は受理しない。また、記載内容に不備がある企画提案書等、不適切と判断される企画提案書は受理しないことがある。
- (4) 企画提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等の書類等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。
- (7) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。企画提案実施要領、仕様書等、本県が交付する資料については、本提案以外の目的で使用してはならない。また、仕様書（別紙を含む）については、複写及び第三者への開示・提供等を行ってはならない。
- (8) 提出された企画提案書の全てが選定するに至らない場合、もしくは企画提案書の提出がなかった場合は、企画提案選定の中止又はその他の方法によることがある。
- (9) 選定された企画提案の内容については、本県と優先交渉権者による契約締結に向けた協議の過程で変更もしくは修正する場合がある。
- (10) 本業務を進めるにあたっては本県担当者と密接な連絡・調整を行うものとする。この契約の成立及び効力その他の一切の事項については、日本国の法令に準拠するものとし、管轄裁判所は本県の所在地を管轄する裁判所とする。
- (11) 本業務の契約締結後、企画提案書に記した予定担当者、様式で提出した責任者等の変更は原則として認めない。変更が必要な場合は、変更しなければならない理由と変更前の担当者と同様以上のスキル・業務従事経験等を有することを証明する書類を添付して本県に届け出て、本県が承認した場合のみ変更を認めるものとする。